

令和 4 年 2 月 14 日

事業主・事務担当者様

日本ITソフトウェア企業年金基金

短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大について

平素より当基金の事業運営に格別のご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

1.短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大

短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大が令和 4 年 10 月に予定されており、下表の要件を満たす労働者が新たに厚生年金保険の被保険者となります。

要件	平成 28 年 10 月～(現行)	令和 4 年 10 月～(改正)
事業所の規模	常時 500 人超	常時 100 人超
労働時間	週の所定労働時間が 20 時間以上	
賃金	月額 88,000 円以上	
勤務期間	継続して 1 年以上 使用される見込み	継続して 2 ヶ月を超えて 使用される見込み
適用除外	学生ではないこと	

詳細は日本年金機構ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/topics/2021/0219.html>

常時 100 人超の労働者(短時間労働者を除く)を使用し、「特定適用事業所」となる事業所が当基金で必要となる手続きは次ページのとおりで。

2.基金で必要な手続き

① 当基金の規約別表第1で加入者の範囲を「厚生年金保険の被保険者」としている事業所

適用拡大に伴い、新たに厚生年金保険の被保険者となった65歳未満の労働者は当基金の加入者にもなります(過去の加入者期間等を通算しても65歳までの期間が3年未満の者を除く)。本年10月1日以降、新たに厚生年金保険の被保険者となった方の「加入者資格取得届」をご提出ください(9月末にも改めてご案内する予定です)。

② 当基金の規約別表第1で加入者の範囲を限定している事業所

(例)正社員と役員のみ

適用拡大に伴い、新たに厚生年金保険の被保険者となった労働者が当基金の規約別表第1で規定している加入者の範囲外であれば、必要な手続きはありません。

3.規約変更

お申し出により当基金の規約別表第1で規定する加入者の範囲を変更することができます。ただし、現在既に加入者となっている方の加入者資格を喪失させる変更は、「給付減額」となり、原則としてできません。

加入者の範囲を一部の労働者に限定する場合は、変更後の加入者の範囲を明示する資料として就業規則や労働契約書のひな型をご提出いただきます。

(例)厚生年金保険の被保険者 ⇒ 就業規則第×条に規定する正社員及び法人税法上の役員

規約変更には少なくとも2ヶ月程度のお時間をいただきます。ケースによっては行政当局への事前相談を行う必要があります。短時間労働者に対する厚生年金保険の適用拡大に対応するため、本年10月までに加入者の範囲を変更されたい場合は、お早めにご相談ください。

〈お問い合わせ〉

業務グループ 電話:03-5114-5517(代表)